(f)　滞在終了時に受入国を出国する意図を有し、かつ、滞在する間に在留資格を変更しないこと。
(g)　以前にワーキング・ホリデー制度の参加者として受入国に滞在するための査証の発給を当該締約国政府から受けていないこと。
(h)　当該締約国政府が求める健康に関する要件を満たすこと。
(i)　十分な健康保険に加入すること。
(j)　犯罪経歴を有しないこと。
(k)　受入国に滞在する間に、受入国において効力を有する法令を遵守する意図を有すること。

第二条

いずれの締約国政府も、派遣国の国民に対して、派遣国にある受入国の大使館において、ワーキング・ホリデー制度の参加者として受入国に滞在するための査証を申請することを許可する。申請者は、必要な場合には、資格を決定するために同大使館の代表者による面接を受ける。

第三条

いずれの締約国政府も、ワーキング・ホリデー制度の参加者として有効な査証を所持する派遣国の国民に対し、入国の日から一年間の滞在を許可し、かつ、休暇の付随的な活動として旅行資金を補うために受入国において効力を有する法令に従って就労許可なしに就労することを認める。

第四条

いずれの締約国政府も、派遣国の国民に対し発給する第一条に規定する査証の数を毎年決定し、他方の締約国政府に対し、この数を外交上の経路を通じて通報する。

第五条

ワーキング・ホリデー制度の参加者として受入国に入国するいずれか一方の国の国民は、受入国に滞在する間、受入国において効力を有する法令に従う。

第六条

この協定の規定は、それぞれの国において効力を有する法令に従って実施される。

第七条

1　いずれの締約国政府も、他方の締約国政府に対し、この協定の効力発生のために必要な国内手続の完了を書面により通報する。この協定は、双方の通報が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2　この協定の解釈に関するいかなる紛争も、外交上の経路を通じて解決する。

3　この協定の条項については、いつでも外交上の経路を通じた締約国政府間の協議の対象とすることができる。

4　この協定の改正については、いつでも締約国政府間で交渉することができる。これらの改正は、書面により行われる。

5　いずれの締約国政府も、前記の規定の全部又は一部の実施を公の政策上の理由により一時的に停止することができる。このような停止は、外交上の経路を通じて他方の締約国政府に直ちに通告される。

6　いずれの締約国政府も、三箇月前までに他方の締約国政府に対して外交上の経路を通じて書面により通告することにより、この協定を終了させることができる。

7　この協定の終了又はこの協定のいかなる規定の実施の停止の後においても、両締約国政府により外交上の経路を通じて別段決定される場合を除くほか、両締約国政府は、その終了又は停止の日において、ワーキング・ホリデー制度の参加者として受入国に滞在するための有効な査証が発給された、又は第三条に従い受入国における滞在が認められた派遣国の国民の入国又は滞在の希望について好意的な考慮を払う。

以上の証拠として、下名は、各自の締約国政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十五年二月二十七日に東京で、ひとしく正文である日本語、ポーランド語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために
　山中誠
ポーランド共和国政府のために
　ツィリル・コザチェフスキ

○外務省告示第二百十三号

パラオ共和国政府及びザンビア共和国政府は、昭和二十三年三月六日にジュネーブで作成された「国際海事機関条約」の受諾書を、それぞれ、平成二十三年九月八日及び平成二十六年十月二日に国際連合事務総長に寄託した。よって、パラオ共和国及びザンビア共和国は、それぞれ同日に同条約の当事国となり、国際海事機関の加盟国となった。

（平成二十三年九月八日付け及び平成二十六年十月二日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十七年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百十四号

平成二十七年六月十六日にラバトで、貝類養殖技術研究センター建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモロッコ王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貝類養殖技術研究センター建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十二億円
3　贈与の供与期限　平成三十一年四月三十日まで
4　署名者
日本側　黒川恒男在モロッコ大使
モロッコ側　アジズ・アハヌッシュ農業・海洋漁業大臣

平成二十七年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百十五号

平成二十七年六月十六日にキトで、エクアドル共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエクアドル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　五億円
3　署名者
日本側　小瀧徹在エクアドル大使
エクアドル側　リカルド・パティーキョ・アロカ外務大臣

平成二十七年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百十六号

平成二十七年六月十六日にキトで、第二次チンボラソ県医療施設・機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエクアドル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次チンボラソ県医療施設・機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　一億六千六百万円
3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで
4　署名者
日本側　小瀧徹在エクアドル大使
エクアドル側　リカルド・パティーキョ・アロカ外務大臣

平成二十七年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百十七号

平成二十七年六月十六日にキトで、国際ラテンアメリカ情報高等研究センター地上デジタル放送研修機材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がエクアドル共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　国際ラテンアメリカ情報高等研究センター地上デジタル放送研修機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　八千六百十万円
3　贈与の供与期限　平成二十九年十月三十一日まで
4　署名者
日本側　小瀧徹在エクアドル大使
エクアドル側　リカルド・パティーキョ・アロカ外務大臣

平成二十七年六月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第三百三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年六月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

「ノルウェー」を「ノルウェー　ハンガリー」に改める。

○厚生労働省告示第三百四号

国立ハンセン病療養所等死没者改葬費支給規程（平成二十一年厚生労働省告示第二百三十八号）の一部を次のように改正し、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年六月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第二の2中「又は兄弟姉妹」を「、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族」に改める。